

8 月 定 例 教 育 委 員 会 報 告

1 開催日時

平成30年8月8日(水) 13:30～14:55

2 出席者

委員 永田 政信

渡邊 敬

佐古 順子

村川 一恵

嶋崎 真英

教育長 遠藤 雅己

事務局

教育政策監 丸山 克彦 教育次長 吉村 武史

教育総務課長 三岳 和裕

学校教育課長 江浪 俊彦 学校教育課参事 高木 修

社会教育課長 喜々津 武利 図書館長 鈴川 章子

社会教育課参事(新図書館整備室長) 松山 敬之

文化振興課長 大野 安生 教育総務課課長補佐 山崎 喜一郎

3 議事

《議案》

第14号議案 中学校用教科書の採択について

第15号議案 大村市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

第16号議案 大村市教育委員会公印規則の一部改正について

《協議・報告事項》

平成30年度大村市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について
 中学校給食センターの開所式の日程について

4 議事録

教育長	<p>ただ今から平成30年8月教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>本日の会議は定足数に達しております。会議に先立ちまして、委員の皆様にお諮りします。第14号議案は、教科書採択に関する議案ですので秘密会議とし、議事日程の最後にしたいと思いますが、議事日程及び秘密会議の取扱いについて、ご異議ありませんでしょうか。</p>
全委員	はい。
教育長	<p>ありがとうございます。ご異議ありませんので、そのとおり取扱いさせていただきます。また、本日配布しております第15号議案、第16号議案について、追加で審議をお願いいたします。よろしく願いいたします。</p> <p>議事日程1、前回会議録の承認を議題とします。原案のとおり会議録を承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
全委員	はい。
教育長	<p>はい、ありがとうございます。ご異議ありませんので、承認することとします。</p> <p>議事日程2、教育長報告を行います。7月ですが、7月1日放虎原小学校の研究大会、7月19日が新任校長訪問ということで、大村中学校の方に訪問いたしております。また、7月25日に大村市小学生の水泳大会を開催いたしました。大変暑かったんですけども、今年は業務用の扇風機を室内プールに入れまして、上の見学場所にも2台、それから下にも業務用2台、それからスポットクーラーも2台だけですが、入れてしたんですけども、何とか子供たちは、無事に一人も具合が悪い子が出なくて済んでおります。翌日も各学校からの報告が来ておりませんので、無事に行われたということで、報告をしておきます。また、7月28日から30日、県の中総体を行われまして、指導主事を中心に指定区域内を回っております。かなりいい成績を収めておりますので、現在行われております九州大会、それから全中に向けて、また頑張ってくれるものと思っております。昨日開会式で、新体操の九州大会中体連がっております。現在も個人競技をやっておりますけども初めて男子の新体操が来ておりますので、今日午前中団体競技がありまして、皆さん感動をしたところがありました。また、夕方まで個人競技がありますので、お帰りの際は、見ていただければと思っております。以上で教育長報告を終了します。</p> <p>各委員の皆様方から、何か報告はありませんか。</p>

村川委員	熱中症対策については、迅速な対応ありがとうございました。
教育長	<p>まだまだちょっと心配ですけど、残暑の候と言っても残暑じゃないですね。まあ、これが続けばどのようにしていこうかと思っておりますけども、後でまた自由討議の時にでも。今日長崎新聞には文科省から夏休みの延長案というのが出てきてまして、各県に通達を出したということであります。また、色々と検討しなければいけないんじゃないかなと考えております。</p> <p>ほかにございませんか。</p>
教育長	<p>それでは、各委員からの報告を終了します。</p> <p>議事日程3、第15号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>大村市教育委員会事務局処務規則の一部改正について、教育委員会の審議を求めるものでございます。今回の改正は中学校給食センターが完成しまして、8月29日から中学校給食を開始することに伴う規則の一部改正でございます。具体的な改正内容は、本日追加でお配りさせていただいております第15号議案の3枚目、新旧対照表をご覧くださいと思います。網掛け部分が改正箇所でございます。右側の欄が改正前、左側が改正後でございます。第5条教育総務課の項第13号の「小学校給食センター」の次に「及び中学校給食センター」を加え、第16号と第17条を削り、第18条を第16号とするものでございます。第16号の中学校給食センターの建設に関することについては、建設が完了したことによる削除、それから17号の図書館の整備に関することについては、これは図書館の整備に関する事務を社会教育課へ移管しておりますので、そのことによる削除でございます。なお、この規則は平成30年8月29日から施行することとしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育長	ただいま第15号議案について、説明がありましたけども、ご質問等ございませんか。
教育長	いよいよ中学校の給食が開始になります。それに伴って、事務局の規則を改正するというものでございます。名前は小学校、中学校給食センターとなるんですか。
教育総務課長	設置条例においては、これまで大村市小学校給食センターということで設置をしておりましたが、新たに中学校に関しても大村市中学校給食センターと2つの施設があるということになります。
教育長	ご質問等ありませんか。
教育長	<p>無ければ質疑を終結します。</p> <p>ご意見等ございませんか。</p>
教育長	意見がなければ、採決します。第15号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
全委員	はい。

教育長	ご異議ありませんので、原案のとおり決定することとします。次に第16号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
教育総務課長	第16号議案でございます。大村市教育委員会公印規則の一部改正について、教育委員会の審議を求めるものでございます。この規則の改正についても中学校給食センター設置に伴う規則の一部改正でございます。具体的な改正内容は、第16号議案の3枚目、新旧対照表をご覧ください。第2条第22号の「大村市小学校給食センター印」を削除し、第23号の「大村市小学校給食センター所長印」を「大村市学校給食センター所長印」に改めるものでございます。なお、この改正により、公印のひな型等を規定しております別表第1及び別表第2についても記載のとおり改めるものでございます。この規則についても平成30年8月29日から施行することとしております。なお、所長に関しては、これまで「小学校給食センター所長」という辞令を発令しておりました。これを平成30年8月29日付で、「大村市学校給食センター所長」と小中の区分なしにですね、学校給食センター所長として新たに発令を行う予定としております。以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。
教育長	それでは第16号議案について、ご質問等ございませんか。
教育長	よろしいでしょうか。それでは質疑を終結します。ご意見等ございませんか。
教育長	それでは、意見も終了しまして、採決します。第16号議案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
全委員	はい。
教育長	第16号議案について、原案のとおり決定することとします。

◎自由討論

なし。

◎協議報告事項

平成30年度一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてについて、教育総務課長から報告があった。

中学校給食センターの開所式の日程について、小学校給食センター所長から報告があった。

○次回の定例教育委員会開催の確認

9月定例教育委員会 9月19日(水) 13時30分から

教育長	これもちまして平成30年7月教育委員会定例会を終了します。14:55
-----	------------------------------------